

長浜市告示第135号

長浜市道路愛護活動事業補助金交付要綱（令和5年長浜市告示第70号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月25日

長浜市長 浅見 宣義

第4条第3号を同条第4号とし、同条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前条に規定する路線の植栽施設及びその周辺の除草並びに植栽樹木のせん定整枝
第5条中「6月1日から9月30日まで」を「5月15日から11月15日まで」に改める。

第9条第1項中「自治会は、」の次に「補助金の交付対象となる道路愛護活動を実施する10日前かつ6月30日までに」を加え、「4月30日までに」を削る。

第11条中「10月31日」を「11月30日」に改める。

別表の備考を次のように改める。

備考 実施面積は、延長に幅（1メートルを上限とする。）を乗じて算定する。ただし、植栽施設については、植樹帯の面積を上限とする。

様式第1号及び様式第2号中「※実施面積は、延長に幅（1メートルを上限とする。）を乗じて算定する。」を「※実施面積は、延長に幅（1メートルを上限とする。）を乗じて算定する。ただし、植栽施設については、植樹帯の面積を上限とする。」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。